

甲斐市ふるさと納税特産品開発事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、ふるさと納税制度を活用した地域資源の魅力発信強化及び市内産業の振興を図るため、甲斐市ふるさと応援寄附金の返礼品を提供する協力事業者等が行う返礼品の新商品開発等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、甲斐市補助金等交付規則(平成16年甲斐市規則第48号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 返礼品 甲斐市ふるさと応援寄附金制度により寄附金額に応じて寄附者へ提供する権利、品物、サービスその他の特典であって、総務省が定めるふるさと納税に係る返礼品の基準(平成31年総務省告示第179号)第5条各号のいずれかに該当するものをいう。
- (2) 協力事業者 市内に本社若しくは事業所を有する法人その他団体若しくは個人事業主又は市の地域産業の振興及び魅力発信につながる返礼品を提供する事業者で市長が認めたものをいう。
- (3) 特産品 市の地域資源や地域特性を活かした農林水産加工品、工芸品及び地場産品等又はサービスで、市の魅力の発信につながると市長が認めるものであって、甲斐市ふるさと応援寄附金制度の返礼品として登録するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 協力事業者又は協力事業者となる見込みがある者
- (2) 市内に事業所若しくは事務所を有する法人又は個人である者
- (3) 市税等を滞納していない者
- (4) 甲斐市暴力団排除条例(平成27年甲斐市条例第23号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等と密接な関係を有していない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 特産品を新たに開発する事業
- (2) 既存の返礼品に新たな付加価値が生じるよう改良し、特産品とする事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。ただし、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除額」という。）は、補助対象経費から除くものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、100万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、甲斐市ふるさと納税特産品開発事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 誓約書（別紙3）
- (4) 個人情報取扱いに関する同意書（別紙4）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、甲斐市ふるさと納税特産品開発事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、甲斐市ふるさと納税特産品開発事業補助金（変更・中止）承認申請書（様式第3号）により速やかに市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認の可否を決定したときは、甲斐市ふるさと納税特産品開発事業補助金（変更・中止）決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、甲斐市ふるさと納税特産品開発事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添え

て、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（別紙 5）
- (2) 収支決算書（別紙 6）
- (3) 補助金により開発した特産品又は改良した特産品が確認できる書類
- (4) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第 11 条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、甲斐市ふるさと納税特産品開発事業補助金交付額確定通知書（様式第 6 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 12 条 補助事業者は、前条の交付額確定通知書を受けたときは、速やかに甲斐市ふるさと納税特産品開発事業補助金支払請求書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助事業者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、甲斐市ふるさと納税特産品開発事業補助金交付決定取消通知書（様式第 8 号）により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合は、甲斐市ふるさと納税特産品開発事業補助金返還命令通知書（様式第 9 号）により補助事業者に補助金の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第 14 条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、甲斐市ふるさと納税特産品開発事業補助金財産処分承認申請書（様式第 10 号）を市長に提出し、その承認を受けなけれ

ばならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認の可否を決定したときは、甲斐市ふるさと納税特産品開発事業補助金財産処分決定通知書（様式第11号）により申請者に通知するものとする。

（書類の保管）

第15条 補助事業者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（報告の徴収）

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定による報告又は書類の提出を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

補助対象経費

| 区 分 | 内 容 |
|-------|---|
| 謝礼 | 謝礼金（外部専門家から指導を受けた場合） |
| 交通費 | 専門家等に支払う旅費又はマーケティング活動に必要な旅費 |
| 消耗品費 | 商品の容器若しくは包装材の購入費又は事業に必要な少額の物品の購入費 |
| 印刷費 | パッケージ、シール等の印刷費 |
| 運搬費 | 原材料、資材等の送料 |
| 委託料 | 調査研究、デザイン等の委託料、商品等の外注加工費 |
| 手数料 | 各種許認可の取得費、成分分析・検査費用、クラウドファンディングサイト等の利用料 |
| 原材料費 | 新商品開発のために使用する原材料費 |
| 賃貸料 | 機器リース料等 |
| 機材購入費 | 新商品の開発に必要と認められる備品の購入に要する経費 |
| その他 | 市長が必要と認める経費 |